

戸籍法施行規則の一部を改正する省令案の概要

第1 改正の趣旨

令和4年12月に開催された第6回デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が決定され、当該工程表において磁気ディスク等の記録媒体を指定する規制について、見直しを行うこととされた。

この決定を踏まえ、記録媒体を指定する規制として見直しが必要な規定について、所要の改正を行うものである。

第2 改正の内容

上記工程表に従い、記録媒体を指定する規定（戸籍法（昭和22年法律第224号）第118条第1項、第119条第1項、第119条第2項、第119条の2第1項、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項、第120条の4第2項、第120条の7、第120条の8、第121条の3第1項）について、クラウド等の最新の情報通信技術の活用を妨げるものではないことを明らかにするため、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）に解釈規定を置く。

第3 施行日

公布日